

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として昭和 60 年度以降取得分については「取得原価」により評価を行い、昭和 59 年度以前取得分については「再調達原価」にて評価計上しています。ただし、開始時における有形固定資産について昭和 60 年以降取得分であっても取得原価が不明なものは再調達原価としています。

道路・河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額 1 円としています。

再調達原価とは時価のことです。現在取得単価が把握できる場合はその単価を採用し、不明な場合は、総務省の統一的な基準によるマニュアルの建物再調達価額基準建築単価表を採用しています。また、開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のある有価証券等

なし

※出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とします。

イ. 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。

※出資額をもって貸借対照表価額としております。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に従い、耐用年数を設定しております。

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

・無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

過去 5 年間の平均不能欠損率により算定しております。

イ. 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務書類作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じて算定しております。

ウ. 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。(4⑤A表)

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。)

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3か月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間の取引により発生する資金の受け払いも含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額を相殺消去した金額で表示しています。

イ. 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業特別会計については税抜方式によっています。

2 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計)

一般会計等

一般会計

元気バス事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

鉄道経営助成基金事業特別会計

墓地公園事業特別会計

全体会計

国民健康保険事業特別会計

公共下水道事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

介護保険事業特別会計

住宅団地整備事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業特別会計 (法適化)

(2) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末 (3 月 31 日) ですが、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。(地方自治法第 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する」)

(3) 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(4) 繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費	(一般会計)	135,388 千円
	(公共下水道事業特別会計)	83 千円

(5) 減価償却費について直接法を採用している科目

リース物品	取得原価	7,062 千円
	減価償却累計額	4,681 千円
無形固定資産 (ソフトウェア)	取得原価	402,897 千円
	減価償却累計額	249,392 千円
無形固定資産 (その他)	取得原価	119,045 千円
	減価償却累計額	72,625 千円